

第1825号
令和5年11月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例

1

(民事)

- 当事者双方が口頭弁論期日に連続して出頭しなかった場合において、訴えの取下げがあったものとみなされないとした原審の判断に民訴法263条後段の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

(令和4年(許)第21号・令和5年9月27日 第三小法廷決定 破棄自判)

- 1筆の土地の一部分についての所有権移転登記請求権を有する債権者において当該一部分について分筆の登記の申請をすることができない又は著しく困難であるなどの特段の事情があるときは、当該土地の全部についての処分禁止の仮処分命令は直ちに保全の必要性を欠くものではない

(令和5年(許)第9号・令和5年10月6日 第三小法廷決定 破棄差戻し)

- 参議院議員通常選挙のうち比例代表選出議員の選挙について特定枠制度を定める公職選挙法の規定は憲法43条1項等に違反しない

(令和5年(行ツ)第55号・令和5年10月12日 第一小法廷判決棄却)

- 人身傷害保険の保険会社が被害者の遺族に対して人身傷害保険金額に相当する額を支払った場合において、上記遺族の加害者に対する損害賠償請求権の額から上記の支払額を全額控除することはできないとされた事例

(令和4年(受)第648号・令和5年10月16日 第一小法廷判決 破棄自判)

(刑事)

- 第1審判決について、被告人の犯人性を認定した点に事実誤認はないと判断した上で、量刑不当を理由としてこれを破棄し、事件を第1審裁判所に差し戻した控訴審判決の拘束力を有する判断の範囲

(令和4年(あ)第655号・令和5年10月11日 第一小法廷決定 捜却)

◎最高裁判所裁判例要旨

13

(民事)

- 無期契約労働者と有期契約労働者との間で基本給の金額が異なるという労働条件の相違の一部が労働契約法(平成30年法律第71号による改正前のもの)20条にいう不合理と認められるものに当たるとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和4年(受)第1293号・令和5年7月20日 第一小法廷判決 一部破棄差戻し、一部却下)

◎記事

14

- 令和5年度調停委員に対する最高裁判所長官表彰
- 令和5年度補導受託者に対する最高裁判所長官表彰
- 高齢者叙勲
- 叙位・叙勲（8月分、死亡者のみ）
- 人事異動（10月3日～10月18日）

◎最高裁判所規則

15

- 司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則



裁判例

民事

◎当事者双方が口頭弁論期日に連続して出頭しなかった場合において、訴えの取下げがあったものとみなされないとした原審の判断に民訴法263条後段の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

件名 移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可
抗告事件

最高裁判所令和4年(許)第21号
令和5年9月27日 第三小法廷決定 破棄自判

抗告人 Y
相手方 X
原審 大阪高等裁判所

主文

原決定を破棄し、原々決定を取り消す。
相手方の本件移送申立てを却下する。
手続の総費用は相手方の負担とする。

理由

抗告代理人村下憲司ほかの抗告理由について

1 記録によれば、本件の経緯は次のとおりである。
(1) 相手方は、大阪拘置所に収容されている死刑確定者であるところ、抗告人の執筆した雑誌記事により名誉が毀損されたなどとして、抗告人に対し、不法行為に基づき、損害賠償金等の支払を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を同拘置所の所在地を管轄する大阪地方裁判所に提起した。

(2) 相手方及び抗告人は、本件訴訟が第1審に係属した後、適式な呼出しを受けたにもかかわらず、第1回口頭弁論期日及びその次の期日である第2回口頭弁論期日（以下「本件口頭弁論期日」という。）に連続して出頭しなかった。本件口頭弁論期日では、期日を延期し、新たな口頭弁論期日を指定する旨の措置がとられた。

なお、相手方は、本件訴訟において、訴訟代理人を選任しておらず、第1回口頭弁論期日及び本件口頭弁論期日に先立ち、拘置所長の許可が得られないため自ら出頭することはできないなどとする上申書を提出していたが、本件口頭弁論期日に至るまでの間に、相手方において、訴訟代理人を選任することが具体的に見込まれていたとはうかがわれない。

(3) 相手方は、本件口頭弁論期日の後、面会した弁

護士が東京地方裁判所には出頭し得ると述べたとして、本件訴訟を同裁判所に移送することを求める申立てをした。

これに対し、抗告人は、民訴法263条後段により本件訴訟について訴えの取下げがあったものとみなされると主張した。

2 原審は、本件口頭弁論期日において、審理を継続することが必要であるとして、期日の延期とともに新たな口頭弁論期日の指定がされたのであるから、本件口頭弁論期日は民訴法263条後段の「期日」に当たらず、同条後段の規定にかかわらず本件訴訟について訴えの取下げがあったものとはみなされないと解すべきであると判断した上、本件移送申立てに基づき、本件訴訟を東京地方裁判所に移送すべきものとした。

3 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

民訴法263条後段は、当事者双方が、連続して2回、口頭弁論又は弁論準備手続の期日に出頭しなかった場合、訴えの取下げがあったものとみなす旨規定する。同条後段の趣旨は、上記の不出頭の事実をもって当事者の訴訟追行が不熱心であるとして、訴訟係属が維持されることにより裁判所の効率的な訴訟運営に支障が生ずることを防ぐことにあると解されるが、同法には、上記の場合において、同条後段の適用を排除し、審理を継続する根拠となる規定は見当たらない。そうすると、上記の場合に、審理の継続が必要であるとして、期日を延期して新たな口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定する措置がとられたとしても、直ちに同条後段の適用が否定されるとは解し得ず、同条後段の「期日」の要件を欠くことになるともいえないというべきである。

そして、本件訴訟においては、当事者双方が第1審の第1回口頭弁論期日及び本件口頭弁論期日に出頭せず、訴状の陳述もされていないところ、相手方（本件訴訟の原告）は、拘置所に収容されている死刑確定者であり、本件口頭弁論期日に至るまで、訴訟代理人を選任する具体的な見込みを有していたともうかがわれないことからすると、相手方が主觀的に訴訟追行の意思を失っていないにせよ、当事者双方が出頭しないことにより裁判所の訴訟運営に支障が生じており、これが直ちに解消される状況になかったことは明らかであり、そのほか訴えの取下げがあったものとみなすことを妨げる事情も見当たらない。そうすると、本件口頭弁論期日において、上記の措置がとられたからといって、同条後段の適用が否定されると解することはできないというべきである。

したがって、本件訴訟について訴えの取下げがあったものとみなされないとした原審の判断には同条後段

の解釈適用を誤った違法がある。

4 以上のとおり、原審の上記判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原決定は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、本件訴訟について訴えの取下げがあったものとみなされ、本件移送申立ては不適法であるから、原々決定を取り消し、相手方の本件移送申立てを却下すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。なお、裁判官宇賀克也の補足意見がある。

裁判官宇賀克也の補足意見は、次のとおりである。

私は法廷意見に賛成するものであるが、その理由について補足的に意見を述べておきたい。

非訟事件手続法64条は非訟事件の申立てについて、家事事件手続法83条は家事審判の申立てについて、申立ての取下げがあったものとみなすことができると規定しているのに対して、民訴法263条は、訴えの取下げがあったものとみなすと規定しており、文理上は、裁判所の裁量を認めない趣旨と読める。もっとも、同条は、当事者の不熱心な訴訟追行により裁判所の効率的な訴訟運営に支障が生ずることを回避することを目的としているので、交通機関の事故や相手方による訴訟妨害等のやむを得ない事由で出頭できなかった場合にも、例外なく訴えの取下げを擬制することには疑問の余地がある。原決定は、かかる問題意識の下に、同条の「期日」の概念を限定する解釈をとったものと思われる。確かに、突発的な交通事故等、事前に期日変更の上申等を行う暇がない事由が発生し、かつ、当該事由が解消されれば事件を進行することができる見込まれる場合にまで、一切例外を認めることは硬直的すぎるようと思われる。そこで、本件において、例外的に民訴法263条後段の規定が適用されないと解し得るかについて検討する。

本件の場合、相手方は、刑事収容施設に収容されている死刑確定者であるところ、刑事収容施設の被収容者に対する出廷許可は、昭和35年7月22日付け矯正甲第645号法務省矯正局長通達「収容者提起にかかる訴訟の取扱いについて」に基づいて運用されており、訴訟について裁判所から召喚を受けた被収容者の出廷については、具体的な事案における出廷の必要の程度及び出廷の拘禁に及ぼす影響の程度等を勘案し、施設長の裁量によりその許否を決することを原則としている。実際の運用としては、出廷許可がされる可能性はきわめて低いようであり（そのことの是非は別に論ずる余地があると思われるものの）、一般的にいえば、本人訴訟を提起する死刑確定者について、民訴法263条後段の訴えの取下げ擬制の例外を認めたとしても、その後、事件が進行する見込みは立たないと思われる

ので、かかる場合に例外的に訴えの取下げ擬制を排除することが妥当かには疑問が生じ得る。

他方において、本件においては、東京地方裁判所に移送されれば、弁護士を訴訟代理人に選任して、当該訴訟代理人が期日に出頭することが可能であるという上申がなされており、原決定は、この点も考慮して、移送決定をした原々決定を是認したものと考えられ、訴訟追行の意思がある者の訴訟追行の機会をできる限り奪うべきでないという趣旨は理解することができないではない。もっとも、東京地方裁判所での審理であれば、弁護士を訴訟代理人に選任して訴訟代理人が期日に出頭ができる見込みであることを裏付けるものは、相手方の上申書のみであり、当該弁護士に対する委任状が提出されているわけではなく、かつ、当該弁護士の氏名や連絡先も明らかにされていない。したがって、当該弁護士が真に受任の意思を表示したかを確認することができず、東京地方裁判所に移送すれば、当該弁護士が訴訟を追行する蓋然性が高いとは判断し難い。さらに、相手方は、本件口頭弁論期日の直前まで訴訟代理人の選任に尽力したが間に合わなかつたというわけではなく、本件口頭弁論期日の約6か月後に本件移送申立てを行っているのであり、民訴法263条後段の規定により生じたはずの訴えの取下げ擬制の効果を、約6か月後の具体性の乏しい上申書により覆滅させることには躊躇せざるを得ない。

しかしながら、法廷意見の考え方による場合、本人訴訟を提起する刑事収容施設の被収容者の裁判を受ける権利の侵害にならないかについて、検討する必要がある。この点については、被告の協力が得られる事案では、最初の口頭弁論期日から被告に出頭を求めれば、民訴法263条後段の規定は適用されず、擬制陳述（民訴法158条）の方法をとることもできるが、被告が一貫して出頭を回避する方針をとった場合には、擬制陳述を行うためには、当事者の一方が出頭している必要があると解されるので、本件のように、本人訴訟を提起する刑事収容施設の被収容者について、民訴法263条後段の規定による取下げ擬制の例外を認めて、実体審理に入ることはできない。

もとより、刑事収容施設の被収容者に資力がない場合、民事訴訟では国選弁護人の制度がないので、実質的に裁判を受ける権利を侵害しないか否かは重要な問題であるが、総合法律支援法に基づく民事法律扶助事業を利用することにより、資力のない者も、民事訴訟で弁護士を代理人とする道は閉ざされていないといつてよいと思われる。

以上の点に鑑み、原決定は、訴訟追行の意思のある者の裁判を受ける権利に配慮したと思われるものの、本件の事情の下では、法廷意見に賛成するものである。

(裁判長裁判官 長嶺安政 裁判官 宇賀克也 裁判官
林 道晴 裁判官 渡邊惠理子 裁判官 今崎幸彦)

◎ 1筆の土地の一部分についての所有権移転登記請求権を有する債権者において当該一部分について分筆の登記の申請をすることができない又は著しく困難であるなどの特段の事情があるときは、当該土地の全部についての処分禁止の仮処分命令は直ちに保全の必要性を欠くものではない

件名 仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

最高裁判所令和5年(許)第9号

令和5年10月6日 第三小法廷決定 破棄差戻し

抗告人 X

相手方 Y ほか1名

主 文

原決定を破棄する。

本件を甲高等裁判所に差し戻す。

理 由

抗告代理人Aの抗告理由について

1 本件は、抗告人が、いずれも1筆である原々決定別紙物件目録I記載の各土地（以下「本件各土地」という。）について、その各一部分の所有権を時効により取得したなどと主張して、本件各土地の所有権の登記名義人である相手方らに対し、当該各一部分についての所有権移転登記請求権（以下「本件登記請求権」という。）を被保全権利として本件各土地の全部について処分禁止の仮処分命令の申立て（以下「本件申立て」という。）等をした事案である。

2 原審は、要旨次のとおり判断して、本件申立てをいずれも却下すべきものとした。

1筆の土地の一部分についての所有権移転登記請求権を有する債権者は、当該一部分についての処分禁止の仮処分命令を得た場合、債務者に代位して分筆の登記の申請を行い、これにより分筆の登記がされた当該一部分について処分禁止の登記がされることによって、当該登記請求権を保全することができるから、当該登記請求権を被保全権利とする当該土地の全部についての処分禁止の仮処分命令は、保全の必要性があるとはいえない。

3 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

1筆の土地の一部分についての所有権移転登記請求権を保全するためには、当該一部分について処分禁止の登記をする方法により仮処分の執行がされることで足りるから、当該登記請求権を被保全権利とする当該

土地の全部についての処分禁止の仮処分命令は、原則として当該一部分を超える部分については保全の必要性を欠くものと解される。

もっとも、上記一部分について処分禁止の登記がされるためには、その前提として当該一部分について分筆の登記がされる必要があるところ、上記登記請求権を有する債権者において当該分筆の登記の申請をすることができるか否かは、当該債権者が民事保全手続における密行性や迅速性を損なうことなく不動産登記に関する法令の規定等に従い当該申請に必要な事項としての情報を提供することの障害となる客観的事情があるか否かに左右されるから、当該債権者において当該申請をすることができない又は著しく困難である場合があることも否定できないというべきである。そして、その場合、上記債権者は、上記一部分について処分禁止の仮処分命令を得たとしても上記登記請求権を保全することができないから、当該登記請求権を保全するためには上記土地の全部について処分禁止の仮処分命令を申し立てるほかないというべきである。上記の申立てにより仮処分命令がされると、債務者は上記一部分を超えて上記土地についての権利行使を制約されることになるが、その不利益の内容や程度は当該申立てについての決定に当たって別途考慮され、当該債務者において当該権利行使を過度に制約されないと認められるだけの事情がない場合には当該申立ては却下されるべきものと解される。

以上によれば、上記債権者が上記登記請求権を被保全権利として上記土地の全部について処分禁止の仮処分命令の申立てをした場合に、当該債権者において上記分筆の登記の申請をすることができない又は著しく困難であるなどの特段の事情が認められるときは、当該仮処分命令は、当該土地の全部についてのものであることをもって直ちに保全の必要性を欠くものではないと解するのが相当である。

4 以上と異なる見解に立ち、本件各土地の分筆の登記に関する登記官の回答を記載した抗告代理人の報告書が提出されているにもかかわらず、当該回答を裏付ける資料による疎明を求めるなどして抗告人が地積測量図等の分筆の登記の申請に必要な事項としての情報を提供することの障害となる客観的事情があるか否かを検討せず、上記特段の事情が認められるか否かについて審理を尽くさないまま、保全の必要性があるとはいえないとして、本件申立てをいずれも却下すべきものとした原審の判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原決定は破棄を免れない。そして、上記特段の事情の有無、本件登記請求権の存在や内容、相手方らの不利益の内容や程度等について更

に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 渡邊恵理子 裁判官 宇賀克也
裁判官 林 道晴 裁判官 長嶺安政 裁判官
今崎幸彦)

◎ 参議院議員通常選挙のうち比例代表選出議員の選挙について特定枠制度を定める公職選挙法の規定は憲法43条1項等に違反しない

(裁判長裁判官 深山卓也 裁判官 山口 厚 裁判官
安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹)

件名 選挙無効請求事件

最高裁判所令和5年(行ツ)第55号
令和5年10月12日 第一小法廷判決棄却

上告人 X₁ ほか4名

被上告人 中央選挙管理会

原審 東京高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理由

上告人兼上告代理人山口邦明、同國部徹、同三竿徑彦の上告理由について

論旨は、令和4年7月10日に行われた参議院議員通常選挙のうち比例代表選出議員の選挙（以下「本件選挙」という。）に関し、いわゆる特定枠制度を定める公職選挙法の規定は憲法43条1項に違反する、また、本件選挙と同日に行われた参議院の選挙区選出議員の選挙は同法が定める定数配分規定が憲法に違反するため無効であるから、本件選挙も無効であるなどという。

しかしながら、参議院議員通常選挙のうち比例代表選出議員の選挙について特定枠制度を定める公職選挙法の規定が憲法43条1項等に違反するものではないことは、最高裁平成11年(行ツ)第8号同年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1577頁及び最高裁平成15年(行ツ)第15号同16年1月14日大法廷判決・民集58巻1号1頁の判示するところであるか、又はその趣旨に徴して明らかである。また、参議院議員通常選挙のうち比例代表選出議員の選挙の無効を求める訴訟において選挙区選出議員の選挙の仕組みの憲法適合性を問題とすることができないことは、前掲平成11年大法廷判決の趣旨に徴して明らかである（以上につき、最高裁令和2年(行ツ)第79号同年10月23日第二小法廷判決・裁判集民事264号267頁参照）。

以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨はいずれも採用することができない。

その余の上告理由は、民訴法312条1項及び2項に規定する事由のいずれにも該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

◎ 人身傷害保険の保険会社が被害者の遺族に対して人身傷害保険金額に相当する額を支払った場合において、上記遺族の加害者に対する損害賠償請求権の額から上記の支払額を全額控除することはできないとされた事例

件名 損害賠償請求事件

最高裁判所令和4年(受)第648号
令和5年10月16日 第一小法廷判決 破棄自判

上告人 X₁ ほか3名
同補助参加人 ソニー損害保険株式会社
被上告人 Y₁ ほか1名
原審 東京高等裁判所

主文

- 1 原判決中、上告人らに関する部分を次のとおり変更する。
第1審判決中、上告人らに関する部分を次のとおり変更する。
 - (1) 被上告人らは、上告人X₁に対し、連帶して、1901万0006円及びうち172万円に対する平成28年5月2日から、うち1729万0006円に対する平成29年1月18日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 被上告人らは、上告人X₂に対し、連帶して、613万5430円及びうち55万円に対する平成28年5月2日から、うち558万5430円に対する平成29年11月18日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (3) 被上告人らは、上告人X₃に対し、連帶して、613万5430円及びうち55万円に対する平成28年5月2日から、うち558万5430円に対する平成29年11月18日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (4) 被上告人らは、上告人X₄に対し、連帶して、613万5430円及びうち55万円に対する平成28年5月2日から、うち558万5430円に対する平成29年11月18日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (5) 上告人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟の総費用はこれを3分し、その1を上告

人らの、その余を被上告人らの負担とし、参加によって生じた費用はこれを3分し、その1を上告補助参加人の、その余を被上告人らの負担とする。

理由

上告代理人須賀正人の上告受理申立て理由について

1 本件は、交通事故によって死亡したAの配偶者又は子である上告人らが、加害車両の運転者である被上告人らに対し、民法709条、719条等に基づき、損害賠償を求める事案である。保険会社である上告補助参加人(以下「参加人」という。)は、人身傷害条項のある普通保険約款が適用される自動車保険契約をAとの間で締結しており、上告人らに対して金員を支払ったところ、被上告人らは、上記金員の支払が自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。)からの自動車損害賠償保障法16条1項に基づく損害賠償額の支払の立替払であるとして、上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権の額から上記金員に相当する額を全額控除すべきであると主張している。他方、上記金員の支払が上記保険契約に基づく人身傷害保険金としての支払であるとすると、上記約款の条項によれば、上記金員の額と上告人らの被上告人らに対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が、過失相殺前の損害額を上回るときに限り、その上回る部分に相当する額の範囲で、参加人が上記損害賠償請求権を保険代位により取得し、上告人らの上記損害賠償請求権の額が減少することとなることから、上記金員について、上告人らの上記損害賠償請求権の額から控除することができる額が争われている。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア Aは、平成28年5月2日、車道上に横臥していたところを被上告人Y₁運転の普通乗用自動車によりれき過され、更にその約8分後、その場に横臥していたところを被上告人Y₂運転の普通乗用自動車によりれき過されて、その後、死亡した(以下、これらの事故を「本件事故」という。)。

イ 上告人X₁は、Aの配偶者であり、上告人X₂、同X₃及び同X₄(以下、併せて「上告人子ら」という。)は、いずれもAの子である。

(2) 本件事故によりAに生じた損害の額(弁護士費用相当額を除く。)は、合計8285万2813円であり、上告人X₁が2分の1、上告人子らが各6分の1の各割合で、Aの被上告人らに対する損害賠償請求権を相続した。上告人らの固有の損害の額(弁護士費用相当額を除く。)は、上告人X₁につき、350万円であり、上告人子らにつき、各100万円である。本件事故におけるAの過失割合は3割であることから、上

記割合により過失相殺をすると、上告人らが被上告人らに対して賠償請求することができる損害金の額（弁護士費用相当額を除く。）は、上告人X₁については3144万8484円（円未満切捨て。以下同じ。）となり、上告人子らについては各1036万6161円となる。

(3)ア Aは、本件事故当時、参加人との間で、人身傷害条項のある普通保険約款（以下「本件約款」という。）が適用される自動車保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結しており、上記条項に係る被保険者であった。

イ 本件約款中の人身傷害条項及び基本条項には、要旨、次のような定めがあった。

(ア) 参加人は、被保険自動車の運行に起因する事故等に該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害を被ることによって被保険者又は配偶者若しくは子等に生じた損害に対して、人身傷害保険金を支払う。

(イ) 参加人の支払う人身傷害保険金の額は、人身傷害保険金額を限度として、本件約款所定の算定基準に従い算定された損害額（その額が自賠責保険から支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険によって支払われる金額となる。また、賠償義務者があり、かつ、判決又は裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が上記算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額のうち、訴訟費用等を除いた額となる。）から、人身傷害保険金の請求権者に対して自賠責保険によって支払われた金員等の既払額を差し引いた額とする。

(ウ) 上記(ア)の損害が生じたことにより人身傷害保険金の請求権者が損害賠償請求権その他の債権を取得し、その損害に対して参加人が支払った人身傷害保険金の額がその損害の額の全額に満たない場合には、上記債権の額から、人身傷害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額の限度で、上記債権は参加人に移転する（以下「本件代位条項」という。）。

エ 参加人は、本件保険契約に基づき、本件事故によって生じた損害について、上告人らに対して人身傷害保険金を支払う義務を負うところ、本件保険契約における人身傷害保険金額は、3000万円であり、本件約款所定の算定基準に従い算定される損害の額は、上記人身傷害保険金額を超えるものであった。

(4)ア 参加人は、平成28年9月6日、上告人らに対し、8640円を支払った（以下、この支払金を「本件支払金1」という。）。また、参加人は、同年12月15日、上告人X₁から、「保険金のお支払についての仮協定書」（以下「本件仮協定書1」という。）

を受領し、同月28日、上告人らに対し、2999万1360円を支払った（以下、この支払金を「本件支払金2」といい、本件支払金1と併せて「本件支払金1・2」という。）。本件仮協定書1には、①参加人により支払われる保険金の合計が3000万円であり、これは自賠責保険の保険金額を含む旨、②今回支払われる保険金を受領することにより、本件事故を原因とする上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権が上記保険金の額を限度として参加人に移転することを承認する旨、③参加人が自賠責保険への精算を行った後に、精算額を限度として最終協定を行うことを認める旨の各記載があった。

なお、本件支払金1・2についての上告人らの各受領額は、上告人X₁が1500万円、上告人子らが各500万円である。

イ 参加人は、平成29年5月24日、本件事故について、被上告人Y₁との間で自賠責保険の契約を締結していた保険会社から、損害賠償額の支払として3000万円を受領した。

ウ 参加人は、その後、上告人X₁から、「保険金のお支払についての仮協定書」（以下「本件仮協定書2」という。）を受領し、平成29年11月17日、上告人らに対し、3000万円を支払った（以下、この支払金を「本件支払金3」といい、本件支払金1・2と併せて「本件各支払金」という。）。本件仮協定書2には、参加人により支払われる保険金の合計が6000万円であり、これは自賠責保険の保険金額を含む旨のほか、上記アの②及び③と同様の記載があった。

なお、本件支払金3についての上告人らの各受領額は、上告人X₁が1500万円、上告人子らが各500万円である。

エ 参加人は、平成30年1月11日、本件事故について、被上告人Y₂との間で自賠責保険の契約を締結していた保険会社から、損害賠償額の支払として3000万円を受領した。

(5) 参加人は、本件各支払金の全額について、自賠責保険からの損害賠償額の支払の立替払であるとして内部処理をしている。上告人らと参加人は、本件仮協定書1及び本件仮協定書2に記載された最終協定を締結していない。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断して、上告人X₁の民法709条、719条に基づく請求を357万9854円及び遅延損害金の連帯支払を求める限度で認容すべきものとし、上告人子らの上記各条に基づく各請求をそれぞれ105万0761円及び遅延損害金の連帯支払を求める限度で認容した。

参加人は、上告人らに対し、自賠責保険からの損害

賠償額の支払分を含めて参加人が一括して支払うこととして本件各支払金を支払っており、その合計額（6000万円）は本件保険契約における人身傷害保険金額（3000万円）を超えるものであることに加え、参加人が自賠責保険から損害賠償額の支払として本件各支払金の合計額と同額の6000万円を受領したことや、参加人における内部処理の状況を考慮すれば、本件各支払金は、人身傷害保険金としてではなく、自賠責保険からの損害賠償額の支払の立替払として支払われたものと認められる。したがって、上告人らの被上告人に対する損害賠償請求権の額から本件各支払金の全額を控除すべきである。

4 しかしながら、原審の上記判断のうち、本件支払金3に関する部分は是認することができるが、本件支払金1・2に関する部分は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 本件約款によれば、人身傷害条項の適用対象となる事故によって生じた損害について参加人が保険金請求権者に支払う人身傷害保険金の額は、保険金請求権者が上記事故について自賠責保険から損害賠償額の支払を受けていないときには、上記損害賠償額を考慮することなく所定の基準に従って算定されるものとされている。このような約款が適用される自動車保険契約を締結した保険会社が、保険金請求権者に対し、人身傷害保険金として給付義務を負うとされている人身傷害保険金額に相当する額を支払った場合には、保険金請求権者との間で、上記保険会社が保険金請求権者に対して自賠責保険からの損害賠償額の支払分を含めて一括して支払う旨の合意（以下「人傷一括払合意」という。）をしていたとしても、上記保険会社が支払った金員は、特段の事情のない限り、その全額について、上記保険契約に基づく人身傷害保険金として支払われたものというべきである。なぜなら、上記の場合には、保険金請求権者としては上記保険会社が給付義務を負う人身傷害保険金が支払われたものと理解するのが通常であり、人傷一括払合意をしていたということだけで、上記金員に自賠責保険からの損害賠償額の支払分が含まれているとみるのは不自然、不合理であり（最高裁令和2年（受）第1198号同4年3月24日第一小法廷判決・民集76巻3号350頁参照）、加えて、上記金員に自賠責保険からの損害賠償額の支払分が含まれていると解すると、保険金請求権者の有する損害賠償請求権の額から控除される額に差異が生ずる結果、遅延損害金等の額において保険金請求権者に不利益が生じ得ることをも考慮すると、上記金員は、他にその支払の趣旨について別異に解すべき特段の事情のない限り、人身傷害保険金として支払われたものと解するのが当事者の合理的意思に合致するものというべきだからである。このことは、上記保険会社が、保険金請求権者に対し、当初、上記人身傷害保険金額に相当する額を支払い、その後、自賠責保険から損害賠償額の支払を受けて追加で金員を支払ったことにより、人身傷害保険金額を超える額の金員を支払うに至ったからといって、上記の当初支払分について、異なるものではない。

これを本件についてみると、参加人が上告人らに対して支払った本件支払金1・2の額の合計は、参加人が本件保険契約に基づいて給付義務を負うとされている人身傷害保険金額に相当する額である。そして、本件仮協定書1には、本件支払金1・2について、自賠責保険の保険金額を含む旨や、上告人らの被上告人に対する損害賠償請求権が本件支払金1・2の額を限度として参加人に移転することを承認する旨の記載があるものの、これらの記載は、本件代位条項を含む本件約款の内容も併せ考慮すると、参加人が人身傷害保険金の支払により本件代位条項に基づき保険代位することを承認する趣旨のものと解するのが相当であって、本件支払金1・2の支払について、自賠責保険からの損害賠償額の支払の立替払であることを確認あるいは合意する趣旨を含むものと解することはできないし、他に、そのような趣旨を含む記載があることはうかがわれない。そのほか、参加人が自賠責保険から損害賠償額の支払として本件各支払金の合計額と同額を受領したことや参加人における内部処理の状況を踏まえても、本件支払金1・2について、人身傷害保険金としてではなく、自賠責保険からの損害賠償額の支払の立替払として支払われたものと解すべき特段の事情があるとはいえない。

以上によれば、本件支払金1・2は、その全額について、本件保険契約に基づく人身傷害保険金として支払われたものというべきであるから、参加人は、この支払により保険代位することができる範囲において、上告人らの被上告人に対する損害賠償請求権を取得し、これにより上告人らは上記損害賠償請求権をその範囲で喪失したこととなる。

したがって、本件支払金1・2については、上告人らの被上告人に対する損害賠償請求権の額から、参加人が本件支払金1・2の支払により保険代位することができる範囲を超える額を控除することはできないというべきである。

(2) 他方、本件約款によれば、参加人は、人身傷害保険金額を超えて人身傷害保険金を支払う義務を負わないから、本件支払金3は、人身傷害保険金として支払われたものでないことは明らかであり、前記事実関係等の下では、自賠責保険からの損害賠償額の支払の立替払として支払われたものというべきである。した

がって、本件支払金3については、上告人らの被上告人らに対する損害賠償請求権の額からその全額を控除することができる。

(3) 以上によれば、原審の本件支払金3に関する判断は、正当として是認することができ、この点に関する論旨は採用することができないが、本件支払金1・2に関する原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、この点に関する論旨はこの趣旨をいうものとして理由がある。

5(1) 前記事実関係等及び上記4で説示したところによれば、上告人らが被上告人らに対して賠償請求することができる損害金の元本の額は、次のとおりとなる（いずれも弁護士費用相当額を除く。）。

ア(ア) 過失相殺後の上告人X₁の損害賠償請求権に係る損害金元本の額である3144万8484円と、本件支払金1・2のうち上告人X₁が受領した1500万円との合計額4644万8484円は、過失相殺前の上告人X₁の損害の額である4492万6406円を上回り、参加人は、その上回る部分に相当する152万2078円の範囲で、本件支払金2の支払時に上告人X₁の上記損害金元本の支払請求権を保険代位により取得する。よって、上記金額の限度で上告人X₁は上記請求権を失うから、上記金額を上記損害金元本の額から控除すべきであり、本件支払金2が支払われた後の上告人X₁の損害賠償請求権に係る損害金元本の額は、2992万6406円となる。

(イ) 本件事故日から上記の代位取得の日である本件支払金2の支払日までの遅延損害金は、103万5394円であり、上記支払日の翌日から本件支払金3の支払日までの遅延損害金は、132万8206円である。本件支払金3のうち上告人X₁が受領した1500万円は、上記各遅延損害金にまず充当され、その充当後の残額が上記損害金元本に充当される。そうすると、本件支払金3が支払われた後の上告人X₁の損害賠償請求権に係る損害金元本の額は、1729万0006円となる。

イ(ア) 過失相殺後の上告人X₂の損害賠償請求権に係る損害金元本の額である1036万6161円と、本件支払金1・2のうち上告人X₂が受領した500万円との合計額1536万6161円は、過失相殺前の上告人X₂の損害の額である1480万8802円を上回り、参加人は、その上回る部分に相当する55万7359円の範囲で、本件支払金2の支払時に上告人X₂の上記損害金元本の支払請求権を保険代位により取得する。よって、上記金額の限度で上告人X₂は上記請求権を失うから、上記金額を上記損害金元本の額から控除すべきであり、本件支払金2が支払われた後の上告人X₂の損害賠償請求権に係る損害金元本の額は、980

万8802円となる。

(イ) 本件事故日から上記の代位取得の日である本件支払金2の支払日までの遅延損害金は、34万1290円であり、上記支払日の翌日から本件支払金3の支払日までの遅延損害金は、43万5338円である。本件支払金3のうち上告人X₂が受領した500万円は、上記各遅延損害金にまず充当され、その充当後の残額が上記損害金元本に充当される。そうすると、本件支払金3が支払われた後の上告人X₂の損害賠償請求権に係る損害金元本の額は、558万5430円である。

ウ 上告人X₃及び同X₄の被上告人らに対する損害賠償請求権に係る損害金元本の額は、それぞれ、上記イと同様となる。

(2) 以上によれば、上告人X₁の請求は、被上告人らに対し、1901万0006円（弁護士費用相当額172万円を含む。）及びうち172万円に対する不法行為の日である平成28年5月2日から、うち1729万0006円に対する本件支払金3の支払日の翌日である平成29年11月18日から各支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があり、上告人子らの各請求は、それぞれ、被上告人らに対し、613万5430円（弁護士費用相当額55万円を含む。）及びうち55万円に対する平成28年5月2日から、うち558万5430円に対する平成29年11月18日から各支払済みまで上記割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから、これらを認容すべきであり、その余はいずれも理由がないから棄却すべきである。

したがって、原判決中、上告人らに関する部分を主文第1項のとおり変更することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 安浪亮介 裁判官 山口 厚 裁判官 深山卓也 裁判官 岡 正晶 裁判官 堀 徹）

刑事

◎第1審判決について、被告人の犯人性を認定した点に事実誤認はないと判断した上で、量刑不当を理由としてこれを破棄し、事件を第1審裁判所に差し戻した控訴審判決の拘束力を有する判断の範囲

件名 住居侵入、殺人、死体遺棄被告事件

最高裁判所令和4年(あ)第655号
令和5年10月11日 第一小法廷決定棄却

被告人 岩寄竜也
原審 東京高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。
当審における未決勾留日数中200日を本刑に算入する。

理由

弁護人渡邊良平の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。なお、所論に鑑み、職権で判断する。

1 事案の概要及び審理経過等

本件公訴事実の要旨は、被告人が、A及びBを殺害する目的で、両方に侵入し、同所において、A及びBをいずれも頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害した上、両名の死体を遺棄した、というものである。

被告人は、各殺人及び死体遺棄の犯人性を争った。第1次第1審判決は、被告人が各殺人及び死体遺棄の犯人であると認定する一方、侵入時にはAを殺害する目的を有していたにとどまり、Bを殺害する目的もあったとは認められないとした上で、被告人を懲役23年に処した。

これに対し、検察官及び被告人の双方が控訴し、検察官はB殺害の計画性等に関する事実誤認及び量刑不当を、被告人は訴訟手続の法令違反及び被告人の犯人性に関する事実誤認をそれぞれ主張したところ、第1次控訴審判決は、検察官の事実誤認の控訴趣意並びに被告人の訴訟手続の法令違反及び事実誤認の控訴趣意をいずれも排斥した上で、第1次第1審判決は、不適切な量刑資料を用いたため、量刑傾向の把握を誤り、その結果、不合理な量刑判断をしたものであって、検察官の量刑不当の控訴趣意はこの限度で理由があるとして、同判決を破棄し、事件を第1審裁判所に差し戻

した。さらに、被告人が上告したが、上告趣意は刑訴法405条の上告理由に当たらないとして上告棄却の決定がされた。

第2次第1審裁判所は、第1次控訴審判決の拘束力が、量刑に関する消極的否定的判断に加えて、少なくとも犯人性に関する判断に及んでいるとの見解に立つて審理を行い（なお、本件公訴事実中、被告人がA及びBを殺害する目的で両方に侵入した旨の訴因を、被告人がAを殺害する目的でA及びB方に侵入した旨に改めるとの訴因変更がされた。）、判決においても、量刑判断の論理的前提となっている各殺人及び死体遺棄の犯人性について第1次控訴審判決の拘束力が及んでいるから、これに抵触する判断は許されないと判示した上で、被告人が、Aを殺害する目的で、A及びB方に侵入し、同所において、A及びBをいずれも頸部圧迫による窒息により死亡させて殺害した上、両名の死体を遺棄したとの事実を認定し、被告人を無期懲役に処した。

これに対し、被告人が控訴し、法令適用の誤り、訴訟手続の法令違反、量刑不当を主張した。原判決は、第1次控訴審判決の拘束力について、同判決は、第1次第1審判決の量刑判断が不合理であるとしてこれを破棄しているところ、被告人が各殺人及び死体遺棄の犯人であるなどとした第1次第1審判決に事実誤認がないという判断部分についても、上記破棄の判断の論理的な前提となっている以上、当然に拘束力を有するものと解され、第2次第1審判決の判断に不相当なところはないなどと判示して、控訴を棄却した。

2 当裁判所の判断

裁判所法4条は、「上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。」と規定しているところ、同条の趣旨は、審級制度の存在を前提に、事件が上級審の裁判所と下級審の裁判所とをいたずらに往復することを防止しようとするものであると解される。そして、前記のとおり、第1次第1審判決は、被告人が各殺人及び死体遺棄の犯人であると認定し、第1次控訴審判決は、この第1次第1審判決の認定に事実誤認はないと判断した上で、その刑の量定が不适当であるとしてこれを破棄したものであるところ、刑の量定は、犯人性の認定を当然の前提とするものである。

以上のような裁判所法4条の趣旨及び第1次控訴審判決の判断内容等を踏まえると、本件のように、第1審判決について、被告人の犯人性を認定した点に事実誤認はないと判断した上で、量刑不当を理由としてこれを破棄し、事件を第1審裁判所に差し戻した控訴審判決は、第1審判決を破棄すべき理由となつた量刑不当の点のみならず、刑の量定の前提として被告人の犯

人性を認定した同判決に事実誤認はないとした点においても、その事件について下級審の裁判所を拘束するというべきである。以上と同旨の原判断は正当である。

よって、刑訴法414条、386条1項3号、181条1項ただし書、刑法21条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 深山卓也 裁判官 山口 厚 裁判官
安浪亮介 裁判官 岡 正晶)

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 無期契約労働者と有期契約労働者との間で基本給の金額が異なるという労働条件の相違の一部が労働契約法（平成30年法律第71号による改正前のもの）20条にいう不合理と認められるものに当たるとした原審の判断に違法があるとされた事例

令和4年(受)第1293号
令5・7・20一小判
一部破棄差戻し、一部却下
裁判集民270号本誌1820号

自動車教習所の教習指導員の業務に従事する無期契約労働者と定年退職後に再雇用され同業務に従事する有期契約労働者との間で基本給の金額が異なるという労働条件の相違について、上記無期契約労働者の基本給につき一部の者の勤続年数に応じた金額の推移から年功的性格を有するものであったなどとするにとどまり、各基本給の性質やこれを支給することとされた目的を十分に踏まえることなく、また、労使交渉に関する事情を適切に考慮しないまま、上記相違の一部が労働契約法（平成30年法律第71号による改正前のもの）20条にいう不合理と認められるものに当たるとした原審の判断には、同条の解釈適用を誤った違法がある。



記事

◎令和5年度調停委員に対する最高裁判所長官表彰

最高裁判所では、調停委員として長年職務に精励し、調停制度のために特に顕著な功績のあった次の119人に対し、10月27日付けで表彰を行った。

別紙「令和5年度民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿」のとおり

◎令和5年度補導受託者に対する最高裁判所長官表彰

最高裁判所では、家庭裁判所が補導を委託した少年の保護育成に長年尽力し、特に顕著な功績があった次の1人に対し、10月27日付けで表彰を行った。

別紙「令和5年度補導委託先において少年の補導に従事している者に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿」のとおり

◎高齢者叙勲

別紙「高齢者叙勲」のとおり

◎叙位・叙勲（8月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和5年8月、死亡者のみ）」のとおり

◎人事異動

定年退官

東京簡易裁判所判事 河野清孝
(10月3日)

定年退官

東京簡易裁判所判事 繁田隆志
(10月9日)

定年退官

大阪簡易裁判所判事 増田耕兒
(10月12日)

事務総局総務局付兼人事局付兼経理局付

東京地方裁判所判事 古川善敬

定年退官

神戸家庭裁判所長 永井裕之
(以上10月16日)

神戸家庭裁判所長

東京高等裁判所判事

古谷恭一郎

(10月17日)

定年退官

松山簡易裁判所判事

大西健

(10月18日)

最 高 裁 判 所 規 則

◎司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則

(令和五年一〇月二〇日公布 最高裁判所規則第六号)

(本則省略。本則に代えて、新旧対照条文を掲載。)

附 則

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

◎司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則新旧

新旧対照条文 II 別添のとおり

令和5年度民事調停委員及び家事調停委員
に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿

所 属	氏名
本庄簡	相川晶彦
福島家 会津若松支 福島地 会津若松支 会津若松簡	浅川三喜子
元大分家 日田支 大分地 日田支 日田簡	穴井記代美
山口家	阿部次男
元京都家 宮津支	幾世直美
元新潟地 新発田支 元新発田簡	石井辰彦
元山形地 酒田支 元酒田簡 元山形家 酒田支	石井範子
水戸地 土浦支 土浦簡 水戸家 土浦支	石上康夫
秋田地 大曲支 大曲簡 秋田家 大曲支	石川聰
広島地 尾道支 尾道簡	井口孝明
東京簡	今村昭文
福岡家	今村久美子
富山家 魚津支 元富山地 魚津支 元魚津簡	岩井均
元宮崎家	内野喜美子

所 属	氏名
元水戸地 龍ヶ崎支 元龍ヶ崎簡	大越 敏男
東京家	大塚 孝子
元千葉家	大槻 敏子
元福島家 会津若松支	大堀 英一
富山家 高岡支	岡野 満
元長門簡	岡村 節子
元名古屋家 豊橋支	小田 八千子
元名古屋地 豊橋支 元豊橋簡 元新城簡	影山 幸子
東京簡	勝俣 幸洋
元盛岡家 一関支 元盛岡地 一関支 元一関簡	加藤 勝彦
元名古屋地 岡崎支 元岡崎簡	加藤 正彦
札幌家 岩見沢支	門脇 忠夫
東京簡	金井 克仁
元熊本家 天草支 熊本地 天草支 天草簡	金子 美保子
京都地 京都簡	上仲 秀明

所 属	氏名
元宮崎簡	川 越 和 秀
元広島家 吳支	木 戸 正 博
前橋家 高崎支 元前橋地 高崎支 元高崎簡	君 島 准 逸
元大分家 日田支 大分地 日田支 日田簡	工 藤 和 子
元福岡家 飯塚支	久保山 真由美
元京都地 福知山支 元福知山簡 元京都家 福知山支	河 野 正 一
静岡地 富士支 富士簡 静岡家 富士支	小 長 谷 保
大隅簡 元鹿児島家 鹿屋支	小 屋 健 二
元水戸家	斎 藤 寿 子
元宮崎家	佐 藤 佳代子
元函館家	佐 藤 久 子
横浜家 小田原支	佐 藤 真 美 子
札幌地 札幌簡	更 科 慎 一
元札幌家 岩内支 元札幌地 岩内支 元岩内簡	島 光 志
元山形地 元山形簡 元山形家	須 賀 ま り 子
静岡地 浜松支 浜松簡	鈴 木 敏 弘

所 属	氏名
さいたま家	鈴木 夫佐子
元京都家	雪 美保子
元長野家 佐久支 元長野地 佐久支 元佐久簡	鶴見 彰
さいたま地 熊谷支 熊谷簡	関口 隆夫
前橋家	善如寺 智子
高知地 高知簡	高石 宣夫
八王子簡	高木 孝
元札幌地 元札幌簡	高橋 一穂
宇都宮地 宇都宮簡 宇都宮家	高橋 信正
元長野家 佐久支 元長野地 佐久支 元佐久簡	高畠 登
秋田家 本荘支 秋田地 本荘支 本荘簡	田口 愛子
盛岡家 遠野支 盛岡地 遠野支 遠野簡	多田 恵美子
静岡家 富士支 静岡地 富士支 富士簡	立石 雅世
元鹿児島家 川内支 鹿児島地 川内支 川内簡	種子田 香代
元東京家	種田 美由紀
静岡家 热海出 静岡地 沼津支 热海簡	田之倉 幸代

所 属	氏名
東京簡	土屋文男
千葉家 館山支	寺澤多美子
釧路地 帯広支 帯広簡	徳江孝一
静岡地 沼津支 沼津簡 静岡家 沼津支	内藤法子
元名古屋家 豊橋支	中澤輝昭
岡山家 児島出	中嶋なぎさ
元東京家	仲谷説子
名古屋地 半田支 半田簡 名古屋家 半田支	中山信義
横浜家	南木洋子
元福岡家 飯塚支	西岡キヨ
元佐賀地 佐賀地 武雄支 鹿島簡 佐賀家 鹿島出	西村宰
元福岡地 飯塚支 飯塚簡	野見山紀行
小浜簡 福井家 敦賀支	萩原肇
横浜地 小田原支 小田原簡	畠山洋子
元大津地 元大津簡 元大津家	初田泰雄

所 属	氏名
元熊本家 熊本家 牛深出 牛深簡	花田 清子
元田島簡 元福島家 田島出	馬場 清紀
元旭川家 名寄支 元旭川地 名寄支 元名寄簡	浜田 友子
元仙台家	早坂 洋一
長野家 諏訪支	林 和子
元高松地 観音寺支 元観音寺簡 元高松家 観音寺支	原 壯坪
元旭川地 稚内支 元稚内簡 元旭川家 稚内支	櫟沢 恒道
元宇都宮家 栃木支	平間 留美子
元東京家	福丸 洋和
前橋家 元前橋地 元伊勢崎簡	藤口 光洋
鳥取家	藤田 誠
元大津地 長浜支 元長浜簡 元大津家 長浜支	藤森 孝史
児島簡 岡山家 児島出	藤森 元則
元山口家 周南支	藤原 典子
元羽曳野簡	布施 裕
右京簡	古川 裕子

所 属	氏名
元長崎地 長崎簡	古木 正夫
元福井家	前田 公孝
東京家	巻 淵 慎理子
岐阜家 中津川出 元中津川簡	松岡 晃
元熊本家	松永 江里子
那覇地 那覇簡	松村 陽子
新潟家 佐渡支	三浦 素邦
松江地 松江簡	三島 明
桑名簡	水谷 新左衛門
岐阜家 元岐阜地 元岐阜簡	水野 雅文
さいたま家 久喜出	宮野 文子
むつ簡 青森家 むつ出	宮本 寛治
釧路家 標津出 元標津簡	森岡 繁子
長野地 佐久支 佐久簡 長野家 佐久支	森泉 邦夫
元松山家 元松山地	山崎 正子
東京簡	山田 正記

所 属	氏名
元富山家 高岡支 元富山地 高岡支 元高岡簡 元砺波簡	山本 茂雄
元長野家 諏訪支 元長野地 諏訪支 元諏訪簡	山本 剛
元福岡家	山本 留美
和歌山家 御坊支	湯川 恵子
元神戸家 柏原支 元神戸地 柏原支 元柏原簡	吉竹 正裕
元旭川家 元旭川地 元旭川簡	米田 和正
富士吉田簡 元甲府家 都留支	渡邊 哲
むつ簡 青森家 むつ出	渡邊 文行
元釧路家 北見支 元釧路地 北見支 元北見簡	渡部 正勝
盛岡家 水沢支 盛岡地 水沢支 水沢簡	渡邊 美喜子

(別紙)

令和5年度補導委託先において少年の補導に従事している
者に対する最高裁判所長官表彰被表彰者名簿

主な委託庁	氏名
岐阜家庭裁判所	大郷 博

(別紙)

高齢者叙勲

元千葉地方・家庭裁判所八日市場支部長	山田眞也	10.1	瑞中
--------------------	------	------	----

叙 位 ・ 叙 級 (令和5年8月、死亡者のみ)

東京簡易裁判所主任書記官	須 藤 圭 子	8. 6	従五位 瑞双
元札幌地方裁判所刑事首席書記官	菅 野 晶 子	8. 8	正五位 瑞小
元松山地方裁判所長	村 重 慶 一	8. 9	従三位
元大阪簡易裁判所判事	土 井 春 彦	8. 13	従四位
元日本弁護士連合会副会長	林 一 宏	8. 14	正五位
元札幌地方裁判所調停委員	佐々木 和 子	8. 15	従六位
元岩見沢検察審査会事務局長	久保田 理 江	8. 23	従六位 瑞双

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則(新旧対照表文)

(傍線の部分は改正部分)
司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則(平成二十一年最高裁判所規則第十号)

新

旧

(貸与申請の方式等)

第一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)。

以下「法」という。第六十七条の三第一項に規定する申請(以下「貸与申請」という。)は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書(以下「貸与申請書」という。)を最高裁判所に提出してしなければならない。

(貸与申請の方式等)

第一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)。

以下「法」という。第六十七条の三第一項に規定する申請(以下「貸与申請」という。)は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書(以下「貸与申請書」という。)を最高裁判所に提出してしなければならない。

(補則)

2 項の方法により行われた貸与申請書等の提出については、当該貸与申請書等の提出に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

(補則)

第十三条 (略)

第十二条 (同上)

2・3 (略)

2・3 (同上)

い。

(電子情報処理組織を使用する方法等による申請)

(第)

第二十一条 貸与申請書の提出(第三条第四項に規定する申請書の提出及び第五条に規定する撤回書の提出)以下この条において「貸与申請書等の提出」という。)については、これらの規定にかかる

らず、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所の定める電子情報処理組織(最高裁判所若しくはこれに置かれる機関又はこれらの職員であつて独立に権限を行使することを認められたものの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下

同じ。)と貸与申請書等の提出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の

情報通信技術を利用する方法であつて最高裁判所が定めるものにより行うことができる。

